

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

野 田 村

1 促進計画の区域

別紙 1 の地図に記載のとおりとする。

2 促進計画の目標

(1) 現況

本地域は、北上山系東側で太平洋に面しており、気候は夏季に冷涼湿潤、冬季は晴れの日が多く比較的温暖であり、少ない平地での稲作、施設園芸、山間部での畜産経営が行われている。高齢化による農業者の減少が進んでいるため、担い手への農道・水路等農業基盤の維持管理の負担が大きくなってきている。

また、全域が中山間地域、特定農山村地域に指定されるなど、平場地域と比べて生産条件の格差が大きいことから、これを補正する取組を行うことが必要である。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第 3 条第 3 項第 2 号に掲げる事業を推進するとともに、併せて、同項第 1 号に掲げる事業も併せて行うよう働きかけることにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

3 法第 6 条第 2 項第 1 号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項

	地域	実施を推進する区域	実施を推進する事業
①	野田村	長地	法第 3 条第 3 項第 1 項第 1 号に掲げる事業
②		秋田川	法第 3 条第 3 項第 1 項第 1 号に掲げる事業
③		日向下	法第 3 条第 3 項第 1 項第 1 号に掲げる事業
④		中平	法第 3 条第 3 項第 1 項第 1 号に掲げる事業及び同項第 2 号に掲げる事業（一部重複）
⑤		泉沢	法第 3 条第 3 項第 1 項第 1 号に掲げる事業
⑥		米田	法第 3 条第 3 項第 1 項第 1 号に掲げる事業及び同項第 2 号に掲げる事業（全部重複）
⑦		根井・和野平	法第 3 条第 3 項第 1 項第 1 号に掲げる事業

4 法第 6 条第 2 項第 1 号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあっては、その区域

設定しない。

5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項

法第3条第3項第2号の事業を実施するために必要な事項を、次のとおり定める。

(1) 対象農用地の基準

1) 対象地域及び対象農用地の指定

交付金の対象地域及び対象農用地については、次のアの指定地域のうちイの要件を満たす農振農用地区域内の農用地であって、1ha以上の一団の農用地とする。ただし、連担部分が1ha未満の団地であっても、集落協定に基づく農用地の保全に向けた共同取組活動が行われる複数の団地の合計面積が1ha以上であるときは、対象とする。また、連担している農用地でも傾斜等が異なる農用地で構成される場合には、一部農用地を指定することができる。

更に、一団の農用地において、田と田以外が混在しすべてが田の傾斜基準を満たしている場合においては、当該一団の農用地について、協定の対象となる農用地とすることができる。ただし、交付金の対象となる農用地は、田のみとする。なお、畦畔及び法面も農用地面積に加える。

ア 対象地域

(ア) 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成5年法律第72号）第2条第4項の規定に基づき公示された特定農山村地域 野田村全域

(イ) 山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条第1項の規定に基づき指定された振興山村地域 野田村全域

イ 対象農用地

(ア) 急傾斜農用地については、田1/20以上、畑、草地及び採草放牧地15度以上勾配は、団地の主傾斜により判定を行い、団地の一部が当該主傾斜を下回っても、当該主傾斜が傾斜基準を満たす場合には交付金の対象とする。

(イ) 自然条件により小区画・不整形な田

(ウ) 積算気温が著しく低く、かつ、草地比率70%以上の地域の草地

(エ) 村長の判断によるもの

a 緩傾斜農用地

緩傾斜農用地（田1/100以上1/20未満、畑、草地及び採草放牧地8度以上15度未満）をすべて対象

b 高齢化率・耕作放棄率の高い農地

急傾斜農地及び緩傾斜農地以外の農地で高齢化率40%以上、耕作放棄率：田8%以上、畑（草地含む。）15%以上の農地

(2) 集落協定の共通事項

1) 集落連携・機能維持加算のうち集落協定の広域化支援の特例

ア 集落の農用地面積が1ha未満である場合において、農用地面積が0.8ha以上であり、かつ、農用地の保全等の観点から集落連携・機能維持加算のうち集落協定の広域化支援の対象とすることが適当であると村長が個別に認めた場合には、1ha以上の一団の農用地の要件を満たしたものとみなす。

イ 協定参加者数がおおむね50戸に満たない場合において、協定参加者数が30戸

以上となり、かつ、地理的又は地形的な条件等を踏まえ集落連携・機能維持加算のうち集落協定の広域化支援の対象とすることが適当であると村長が個別に認めた場合には、おおむね 50 戸以上の協定参加者数の要件を満たしたものとみなす。

2) 「農業生産条件の強化」の対象工種

中山間地域等直接支払交付金実施要領の運用（平成 12 年 4 月 1 日付け 12 構改 B 第 74 号農林水産省構造改善局長通知）第 7 の 1 の(3)のオの表中の「③農業生産条件の強化」の対象工種を、次のとおり定める。

工種	作業内容
ほ場整備	<区画整理> ・畦畔の造成、ほ場進入路の造成、心土破碎 客土・土壌改良材の投入 <暗渠排水> ・弾丸暗渠等の簡易な暗渠排水の敷設
水路工	・現場施工による用排水路の敷設 ・水路（コンクリート 2 次製品）の設置 ・取水、分水施設の設置 ・ポンプ場の新設・更新 ・ため池の新設・改修
道路工	・農道の新設、拡幅 ・農道の敷砂利舗装、コンクリート舗装
その他	村長が必要と認めるもの

(3) 対象者

認定農業者に準ずる者とは、年間農業従事日数が 150 日以上の基幹的農業従事者を有している経営体で、地域の実情に合わせて村長が認定する者とする。

(4) その他必要な事項

特になし。

岩手県 野田村管内図

野田村 促進計画区域図

